

令和7年度船橋市低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「不足額給付」という。）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 船橋市低所得者支援及び不足額給付、令和6年度に実施した低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）（以下「当初調整給付」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、船橋市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 不足額給付の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、令和7年1月1日時点で船橋市に住所を有する者（船橋市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

(1) ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ）を差し引いた額（ただし、零を下回った場合は零とする。）

イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額か

ら、その者の令和6年度個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額（ただし、零を下回った場合は零とする。）

ウ 当初調整給付の額（当初調整給付を辞退等した者にあつては、当初調整給付）を辞退等していなければ受給していた額をいい、当初調整給付の給付対象外であった場合、零とする。）

(2) 令和6年分所得税額及び令和6年度個人住民税所得割額が零であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者

(3) 令和6年分所得税額及び令和6年度個人住民税所得割額が零であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者

(4) 前3号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日付け府地創第327号）に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者

2 第1項第1号アに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度個人住民税課税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができる。

3 第1項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。

4 第1項第2号及び第3号においては、次の各号に該当する者を除く。

(1) 令和6年分所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額が零でない者

(2) 当初調整給付の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）

(3) 令和5年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和6年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員

（支給額）

第4条 前条第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する不足額給付の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号アを、令和6年度個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号イを、それぞれ零とする。また、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で船橋市に住所を有する者（船橋市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号イを零とする。

2 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する不足額給付の金額は、原則として、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で船橋市に住所を有する者（船橋市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、3万円とする。

3 前条第1項第4号の規定による支給対象者に対して支給する不足額給付の金額は、原則として、4万円から、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた当初調整給付の額並びに前条第1項第1号の規定により支給される不足額給付の額（いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）を差し引いた額とする（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる）。

4 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、不足額給付の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和7年6月2日とする。

5 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号ア及びイに掲げる額の修正等については、第8条第2項に規定する提出期限までに、第6条第5項に規定する申請書の提出があったものに限る。

（受給権者）

第5条 不足額給付の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

（支給の方式）

第6条 市は、支給対象者として確認することができたもののうち、次の各号のいずれかに該当する口座の情報を把握できたものに対して、不足額給付を支給する旨の案内を書

面により送付する。

(1) 当初調整給付に係る口座情報

(2) 児童手当、児童扶養手当に係る口座情報

(3) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法（令和３年法律第３８号）第１０条（特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理）の規定により取得した公金受取口座情報

(4) 第６項の規定により申請のあった口座情報

２ 前項の規定により書面の送付を受けた者は、不足額給付の受給を希望しないとき、受給する口座を変更するとき又はその他必要と認めるときは、その旨を市長が別に定める日（以下「申出期限」という。）までに市に申し出て、市長が別に定める口座変更届又は辞退届を提出するものとする。

３ 市は、前項に規定する申出期限までに申出が行われなかった者（市長が必要と認めた者を除く。）については、申出期限の翌日に受給申込があったものとみなす。

４ 市は、支給対象者（前項に規定する受給申込があったものとみなした者（以下「受給申込者」という。）を除く。）として確認することができたものに対して、不足額給付を支給する旨の確認書を書面により送付する。

５ 支給対象者で不足額給付の支給を受けようとする者（受給申込者を除く。）は、前項に規定する確認書、第２項に規定する口座変更届又は市長が別に定める申請書（以下「確認書等」という。）に必要書類を添えて提出するものとする。

６ 確認書等の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第３号に掲げる方式は、確認書等の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第１号又は第２号による支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 提出者が確認書等を郵送により又は市の窓口に出し、市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 提出者が市が定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して市に申請し、市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 提出者が確認書等を郵送により又は市の窓口に出し、市が現金を交付することに

より支給する方式

- 7 提出者は、確認書等の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示することにより、提出者本人であることを証する。また、第5項に規定する申請書の提出にあたっては、第4条の規定による算定に必要な書類をあわせて提出する。
- 8 第5項の規定による申請書の提出者に対し、第4条の規定により算定した不足額給付の金額を、当該申請書に記載された方法により支給する旨の案内を書面により送付する。
- 9 第1項から第3項までの規定は、前項の規定により支給する旨の案内を送付する場合について準用する。

(代理による確認書等の提出・受給)

第7条 支給対象者に代わり、代理人として前条の規定による確認書等の提出及び不足額給付の受給を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

- (1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
 - (2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
- 2 前項第1号の者が確認書等の提出をするときは、代理人受給欄に代理人氏名等を記載する。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。
- 3 第1項第2号の者が確認書等の提出をするときは、代理人受給欄に代理人氏名等を記載し、支給対象者本人による本人氏名の署名もしくは記名押印をする。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。
- 4 市は、第1項第1号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(確認書等の提出の期限)

第8条 確認書等の提出の受付開始日は、市長が別に定める日とする。

- 2 確認書等の提出の期限は、令和7年10月31日とする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条の規定による受給申込又は確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し不足額給付を支給する。

(不足額給付の支給等に関する周知等)

第10条 市長は、給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、支給の方式その他の事業の概要について、広報紙への掲載その他の方法による住民への周知を行う。

(確認書等の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が不足額給付の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が確認書等を受理した後又は第9条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により不足額給付の支給を受けた者に対しては、支給を行った不足額給付の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 不足額給付の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月14日から施行する。